平成２２年（フ）第２６７８号
横浜市青葉区みたけ台３番地６　プレシールハイム305号
債務者　村野喜一郎
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０６号
栃木県那須塩原市橋本町７番12号　コーポアキモトＢ―202号
債務者　藤井真由美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７０８号
栃木県宇都宮市東峰町3112番地　コーポ中里Ａ―101、前住所栃木県宇都宮市兵庫塚２丁目８番18号
債務者　三浦　保久
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１０号
栃木県宇都宮市東峰町3587番地31　第三清和マンション203号室、前住所栃木県宇都宮市横山２丁目３番１号
債務者　苅部　和男
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４５号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目23番12号　ユーミーヤヨイＫ101
債務者　戸室　龍人
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１２号
栃木県宇都宮市竹林町177番地１　メゾンロイヤルたけばやし102号
債務者　高橋　敏夫
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１３号
栃木県宇都宮市下小池町560番地16
債務者　六車真由美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１５号
栃木県下野市薬師寺3499番地
債務者　永井みずえ
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７５３号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目３番41―203号
債務者　西岡　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７８号
静岡県藤枝市天王町２丁目10番３号
債務者　水野　　力
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９８号
静岡県焼津市東小川３丁目６番４号の11
債務者　高橋　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１９号
静岡市葵区沓谷５丁目49番地の１　ジラソーレⅠ302号
債務者　畠山　恵美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１９号
静岡市駿河区丸子6697番地の１　ニューシティトミナガ102号、旧住所静岡市駿河区中田２丁目３番28―602号
債務者　江島　祐市
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４２号
岡山県倉敷市下津井田之浦２丁目12―47、住民票上の住所岡山県倉敷市下津井吹上２丁目３番２号
債務者　山本　光位
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４３号
岡山県倉敷市下津井田之浦２丁目12―47、登録原票上の住所岡山県倉敷市下津井吹上２丁目３番２号
債務者　山本富士子こと　禹　富士子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部